

奈良・石神遺跡

いしがみ



(吉野山)

- 1 所在地 奈良県高市郡明日香村飛鳥
- 2 調査期間 第一八次調査 一〇〇五年(平17)九月～一〇〇六年五月
- 3 発掘機関 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 代表 安田龍太郎・巽淳一郎
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 飛鳥時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査によりA期(七世紀前半～中頃)、B期(七世紀後半)、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も整うのはA3期で、齊明朝の公的饗宴施設として使用されたようであるが、B・C期には官衙的な様相を呈する。第一八次調査区は、石神遺跡の主体となる

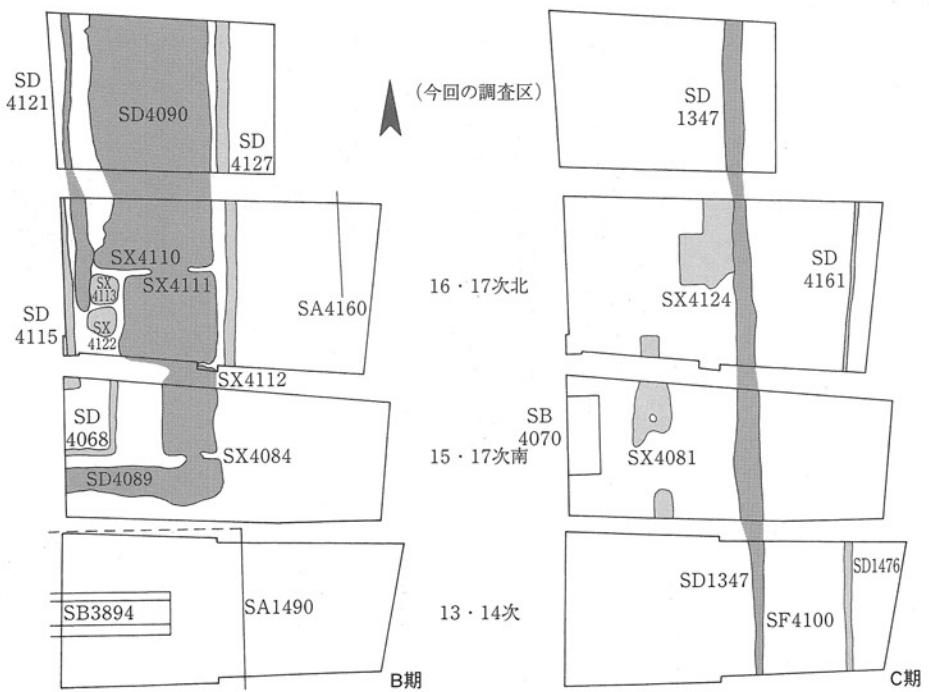
建物群の北外周部にあたる場所で、木簡が多数出土した第一五・六次調査区のすぐ北隣である。調査面積は六七三 m^2 。検出した主な遺構は、杭列・石垣・礫敷・溝・土坑・自然流路などである。

A期には、調査区の大部分を占める沼沢地SX四〇五〇を埋め立て、正方位にはのらない杭列SX四二三〇、石組列SX四二三五・四二三六などが設けられる。南北溝SD四一二七も、A期に遡る可能性がある。B期には、南北溝SD四〇九〇・四一二一が掘削される。C期には南北溝SD一三四七が流れるが、溝自体の掘削はB期に遡る可能性もある。C期以降としては、中世以降の礫敷SX四五二九、それより古い礫敷SX四二五五がある。

木簡は、SD四〇九〇から三八点(うち削屑一点)、SD四一二一から七点、SD一三四七から六二点(うち削屑三一点)、遺物包含層から二点、遺構不明一点、計一一〇点(うち削屑三三点)が出土した。ここでは、それらのうち代表的なもの三二点を紹介する。

S D四〇九〇は幅一七・八m最大深さ〇・六mの南北溝。SD四一二一は幅一・一m最大深さ〇・二mの南北溝で、二股に分かれる。SD一三四七は幅三・三m最大深さ〇・五五mの南北溝で、暗灰色粘土・黒灰色粘土の堆積するSD一三四七Aと、灰色粗粒砂の堆積するSD一三四七Bに区分できる。木簡の内訳は、SD一三四七Aが五八点(うち削屑三三点)、SD一三四七Bが四点である。またSD一三四七Aからは、「寺水」「間人内」の墨書き土器も出土している。

2006年出土の木簡



石神遺跡北部遺構変遷図

これら二条の溝は第一五・一六次調査でも検出され(SD四一一一
は第一五次調査では未検出)、多量の木簡が出土している(本誌第二
六・二七号)。

8 木簡の叢文・内容

南北溝SD四〇九〇

(1) 「己卯年八月十七日白奉經」

・「觀世音經十卷記白也」

186×23×4 011*

(2) 「
聖御前白小信法
〔謹カ〕
〔賜カ〕」

〔謹カ〕
〔賜カ〕

(285)×27×3 019

「。」
此又取□

(55)×20×3 019

(4) 「レ素留宜矢田マ調各長四段四布□□六十」

・「荒皮一合六十九布也」

270×31×5 051*

(5)

「□□□□
下四
大鳥人上一下一
」

210×37×2 051

2006年出土の木簡

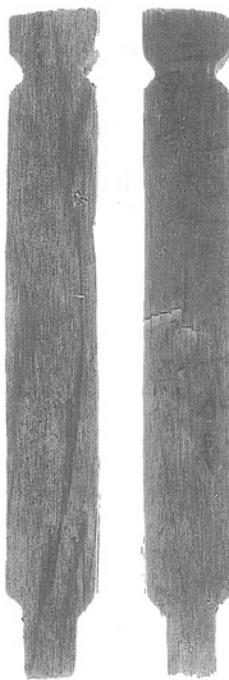
(21)	・「丙戌カ」 「敬カ」 「陳」	98×25×3 011
(22)	「卯年」 〔△〕卯年	(55)×25×3 039
(23)	「原五十口」 〔口カ〕	54×25×5 051
(24)	・「五戸小長口マ」 〔贊カ〕 「古」	(157)×(23)×5 081
(25)	「奈貴下黄口五連」 〔布カ〕	220×24×3 032
(26)	「和軍布十五斤」 〔五十戸カ〕	133×27×4 011
(27)	「マ口口口」 〔康カ〕	091
(28)	「嫡嫡」 〔口カ〕	(87)×(42)×4 081
(29)	・「識識」 「東口口」 〔方カ〕	(92)×24×3 081
(30)	南北溝SD一三四七四 「海マ奈々古」	130×22×4 032

遺物包含層

(31) 「□結足矩□□天 (刻書) (133)×38×12 019

第一五・一六次調査同様、遺構」との木簡の内容に顯著な差異は認められないので、一括して概要を述べる。まず紀年銘木簡は、(1)の「卯年」(天武八年、六七九)、(21)の「丙戌年」(朱鳥元年、六八六)、(6)の「庚寅年」(持統四年、六九〇)があり、既往調査の木簡年代観とも合へ。

(1)～(3)(19)は文書木簡。(1)は裏面に若干削り残りがある。「白奉」「記白」の部分は複数の訓読案が考えられるが、(1)では「卯年八月十七日、白し奉る經のこと。觀世音經十卷、記し白すなり」と読んでおく。「卯年八月十七日、經に関する事柄を」報告いたします。觀世音經十卷を転読(ないし書写)したことを、木簡に記して「報告申し上げます」の意となる。(2)は「信法」が「聖」に上申した文書。「小」は謙讓表現。木簡を一次利用したもので、削り残りが顯著に認められる。また具体的用件に関わる「謹」と「賜」の間に、現状では墨痕は確認できず、正式の文書ではない可能性もある。「仏」字を習書した(8)、「寺水」墨書土器とあわせ(他に「寺」字のある木簡断片も出土)、遺跡近辺に寺院があつたともみられるが、現状では至近の場所に古代寺院は知られていない。むしろ(1)



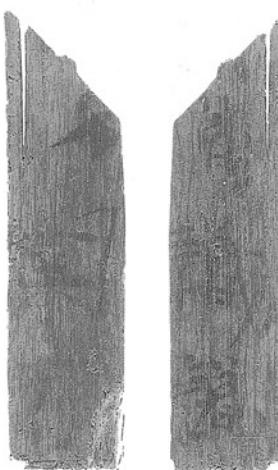
(10)



(25)



(2)



(29)



(15)

からは、転読または書写を依頼した貴族ないし皇族の邸宅が遺跡の近くにあつたとも考えられる。(2)も貴族・皇族の邸宅に「聖」が招かれたと考えれば説明がつく。(3)は下端折れ。材の上端右寄りに径一mmの小孔がある。類例としては、「此取人者御六世^{〔相カ〕}」「此取人者盜人妻成」などと書かれ、小さな穿孔のある長屋王家木簡があり(平城京木簡)一、八八九一号)、くじ引き用の札と推定される(東野治之「長屋王家木簡の『御六世』」『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年)。(19)の表面は「病いよいよ以つて…」と訓読できる。裏面は文字が右に寄り、整形前の記載とみられる。

(4)～(8)(20)は帳簿類。(4)は四周削り。「素留宣」は駿河(するが)であろう。矢田部も駿河に分布する。長さ四段の調布の数量を記載する。布の枚数を「四布」のように数えるが、類例は藤原宮跡出土木簡にある(藤原宮木簡)一、一二三六号)。表面の「六十一」の上は「三布」の可能性があり、「四布」+「三布」+「六十一」+「荒皮」=「合六十九布」となる。矢田部集団による調の貢進を示すか。表面一文字目「レ」は合点であろう。(5)は左右両辺は二次的削りで、三行以上の記載からなる。「上」「下」は上番・下番の意か。(6)は表面が本来の記載で、歴名簡であろう。裏面は左右両辺を二次的に割截した後の記載。(7)は食料支給に関わる帳簿であろう。(8)(20)は歴名簡の一部か。(21)は元来文書ないし帳簿か。表面を記載した後、下端を二次的に整形して裏面に記す。

(9)～(14)(17)(22)～(26)(30)は貢進荷札など。(9)は異例の書式をとる。「三桑五十戸」は美濃国不破郡・大野郡の三桑郷に該当しよう。「御垣守」は衛士に相当する。当地出身の衛士に対する資養物に付けられた荷札か。御垣守は「瀆尻中ツ刀自」を指すとみられるが、「刀自」は女性に関わり、検討を要する。(10)「三野評」は「凡人」の分布から、讃岐国の可能性がある。サト名に相当する位置に「凡人」とあるのみで、凡人からなる集団的まとまりが想定されるが、貢進者はともに「日下マ」である。一般に某部を冠したサトについて、某部の集団的編成によって形成されたと考えがちだが、某部が主導権を握ることはあっても、それがすべてではないことを示す。裏面は二次的な墨書。(11)は養米の荷札。(12)(24)は贊の荷札。(24)は五戸からの貢進荷札であるが、貢進者名も記す点が興味深い。贊と調の互換性を示唆する史料として重要。(13)の裏面は墨痕とシミとの区別がつきがたく、(14)(30)と同様、人名のみ記す荷札ともみられる。(17)は塩の荷札か。(23)は小型の荷札。上端は切断するのみ。(25)「奈貴下」の「奈貴」は、後の山城国久世郡那紀郷に相当しよう。「黄布」については、「布」を「メ」と訓んで海藻類とみるか、白貝を意味する「於賦」(本誌第二七号)のいずれかの可能性がある。ただし「布」ではなく「草」とみれば、黄連の別名「黄草」を指すことになり、奈葵園(『延喜式』内膳司)との関連からも整合的に理解できる。(26)の「和軍布」はニギメ。一度の貢進量としては、六斤(大斤)ない

し二〇斤（小斤）が一般的であり、「十五斤」（小斤）はやや少量である。

(15)(31)は刻書。(15)は付札状を呈するが、横幅に対し長さが極端に短い。「主寸」はスグリ。(31)は厚めの材を用い、上端の左右両角を削り落とし、上端・左右両辺の表側を面取りするが、加工は荒い。一部の文字は天地逆。

(27)は地名を記した削屑。(28)(29)は習書木簡。(28)は嫡子などの用語に関係するものか。(29)は上端二次的削り、左辺二次的割截。表面は習書だが、裏面は「東方」とあり、合点が付けられているので、物品の出納に使用された木簡の可能性もある。(16)も「物齋」とあり、何らかの物品納入との関連が想定される。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要一〇〇七』(二〇〇七年)

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二一(二〇〇七年)

(市 大樹)

山田寺木簡の重要文化財指定をめぐつて

二〇〇七年五月、山田寺跡出土木簡二五点が重要文化財に指定された。現時点で日本最古の木簡の一つである削屑から、九世紀の經典貸出記録の木簡まで、時期も内容も多様だが、木簡群としての一括指定という点は、これまでの木簡の重文指定と同じコンセプトに基づく。ただ、今回の指定は建築部材、埴仏、瓦など他の出土遺物と一括した考古遺物としての指定で、指定の範疇が異なる（先例には草戸千軒町遺跡出土木簡がある）。

国宝及び重文の指定基準を定めた文部省告示において、木簡は古文書の一項目とされる一方、考古の出土品にも含み込まれるようになつてゐる。木簡の資料としての特質が、こうした指定のあり方にも反映してゐるといつてよい。

しかし、木簡が異なる範疇で指定を受けたり、同じ出土文字資料でも木簡は古文書、墨書き器は考古資料……、というのはやはり違和感を禁じ得ない。資料としての属性の根本に関わり、また法律論議も絡んでくるので、軽々には論じられないけれど、出土文字資料としての指定というのがあつてもいいと思うのだが、いかがなものであろうか？

(渡辺見宏)